

「地域の自主性を確立するための戦略的交付金 (地域自主戦略交付金)」(仮称) 案に対する意見

平成 22 年 11 月 26 日
全 国 知 事 会

I 総論

- 地方の自由裁量を拡大するため、「ひもつき補助金」を段階的に廃止し、一括交付金を創設する
- 第 1 段階として、投資補助金を所管する全ての府省が平成 23 年度から、投資補助金の一括交付金化に取り組む

○以下の点について、明らかにされたい。

- ・「段階的」とあるが、投資及び経常分野に係る一括交付金化の工程表・スケジュールについて
- ・併せて、この一括交付金は地方への税財源移譲までの過渡的な措置であることから、税財源移譲に向けた工程表・スケジュールについて

II 規模

- 都道府県分・市町村分をあわせて 1 兆円強（初年度はその半分程度か）

○以下の点について、明らかにされたい。

- ・投資補助金等の額について、平成 22 年 8 月末の平成 23 年度概算要求では、約 3.3 兆円であるが、
 - ① 今年度（平成 22 年度）の投資補助金等の総額はいくらか
 - ② 平成 22 年 11 月の事業仕分けで、社会資本整備特別会計からの補助金等が 10～20%削減とされ、また、「地域再生基盤強化交付金」が平成 23 年度概算要求で廃止されたが、これらの扱いは今後どのようになるのか
 - ③ 一括交付金化されない補助金等（約 2.3 兆円）の総額は、平成 22 年度との比較、平成 22 年 8 月末の平成 23 年度概算要求との比較でどのようになるのか
- ・1 兆円強の対象となる、①補助金等の名称及び金額、②どのような基準で誰が選定するのか。
- ・平成 24 年度以降、地域自主戦略交付金は 1 兆円強から上積みされるのか（それとも 1 兆円強で終了か）。

- 都道府県分は23年度から、市町村分は年度間の予算額の変動制を勘案し、24年度から導入。

○ 以下の点について、明らかにされたい。

- ・ 都道府県と市町村の配分シェアをどのように見積もるのか。
- ・ 平成24年度について、残される約5000億円は全て市町村分か（それとも一部が都道府県分か）。

- （参考 国・地方協議の場における発言）
国庫を浮かすという趣旨ではないが、自由度を増やせば多少削れる部分があるかもしれない。

- 一括交付金化は地方の自由裁量の拡大が目的であって、国の財源捻出のための手段ではない。
- 国の事後チェックの制度設計次第では、地方の事務経費が増える可能性があることを十分考慮すべき。

Ⅲ 制度の概要

- 各府省の枠にとらわれずに使えるようにする。
- 箇所付け等の国の事前関与を廃止し、事後チェックを重視
（参考 国・地方協議の場における発言）
自治体の事業計画に基づき、各事業所管省庁へ配分し既存制度を適用。事後チェックは会計検査で対応、補助金適正化法についても適用対象

○ 以下の点について、明らかにされたい。

- ・ 補助金等の用途を規制している法令を見直すべきと考えるが、どのように考えるか。
- ・ 補助金適正化法について、
 - ① この地域自主戦略交付金について対象外とすべきと考えるが、どのように考えるか。
 - ② 残される補助金等（投資関連）についても適用を緩和すべきと考えるが、どのように考えるか。
- ・ 「国の事前関与を廃止し、事後チェックを重視」とあるが、廃止される「事前関与」、重視される「事後チェック」とはそれぞれ具体的にどのような制度を想定しているのか。（箇所付け、手続き、事業評価 等）。事業間・年度間の流用は可能なのか。
- ・ 国に提出する事業計画について、
 - ① 提出は、どのようなタイミングで誰に行うのか（各

- 都道府県に交付金を配分する前か後か)。
- ② 提出後、この計画を誰がどのような基準でチェックするのか(事業所管官庁は計画をチェックするのか。チェックする場合、どのタイミングでどのような基準でチェックするのか。)
- ③ 計画は、どのような内容の、どの程度の期間を想定しているのか。
(複数年度を想定している場合、平成23年度概算要求で廃止された「地域再生基盤強化交付金(計画は5カ年)」のように計画途中で予算が廃止されるケースも想定されるが、どのように考えるか。)
- ④ 既に提出している整備計画等との関係はどうなるか。(例:社会資本整備総合交付金においては、例えば道路事業では、平成21年度から5年間で計画期間とした地域活力基盤創造計画を提出し事業を実施しているが、この計画はどのようになるのか(この地域自主戦略交付金に引き継がれるのか))。

○ 客観的指標に基づく恣意性のない配分の導入(条件不利地域等に配慮した仕組みを設ける)

○以下の点について、明らかにされたい。

- ・配分基準の指標はどのようなものか。
(「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を参考にするとされているが、例えば人口が多くなく面積が小さい県では配分額が少ないこと、また、社会基盤の遅れた地域や財政力の弱い地域に十分配慮がなされていないなどの課題があるが、配分基準について、どのようなものを想定しているか)。
- ・「条件不利地域等」には具体的にどのように配慮していくのか(配分基準か、補助率の嵩上げか)。
- ・「条件不利地域等」の「等」には何が入るか。

○ 一括交付金化の対象となる事業の範囲で、自由に事業を選択。ただし、事業規模等の必要な要件を設ける。

○以下の点について、明らかにされたい。

- ・「一括交付金化の対象となる事業の範囲」とあるが、どのような範囲となるのか、早急に明らかにされたい。
(例)整備新幹線の整備に係る地方負担、直轄事業負担金、既存国庫補助事業の地方負担、県単独事業への充当は可能なのか。
- ・既存の補助金等では想定していない新規事業は対象となる

のか。

- ・「事業規模等の必要な要件を設ける」とあり、このような要件を設けるべきでないと思うが、事業規模はどの程度を想定しているか、「等」には何が入るか。
- ・当該交付金と残される補助金等の対象事業との関係はどのようになるのか（重複するのか、棲み分けされるのか）。
- ・子ども・子育てシステム検討会議で議論されている「子ども・子育て包括交付金（仮称）」は、この地域自主戦略交付金の例外扱いとなり、こうした交付金は創設すべきでないと思うが、どのように考えるか。

VI 継続事業等の取扱

- 当面は、客観的指標だけでなく、継続事業が実施できる配分とするとともに、交付率、地域特例（補助率嵩上げ）、地方財政措置を継続する。

○ 以下の点について、明らかにされたい。

- ・「継続事業」とは具体的にどのような範囲か。
（平成22年度末時点で計画を提出し実施している事業等）。
- ・1兆円強の対象の中に、「継続事業」は入るのか（入る場合、配分基準について「当面は、継続事業が実施できる配分」とあるが、どのような基準となるのか。）
- ・「交付率、地域特例、地方財政措置」について、継続事業のみならず、新規事業も対象となるのか。